

<報道発表資料>

令和 8 年 1 月 29 日
京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター

住宅宿泊事業法に基づく定期報告の提出義務違反者に対する措置の厳格化

京都市では、コロナ禍後からの観光客数の回復に伴い、宿泊施設に起因する騒音やごみ出しなどの近隣トラブルが増加しています。

このような中、本市は市民生活を最重要視し、住宅宿泊事業のさらなる適正な運営を確保するため、民泊の規制強化の一環として、住宅宿泊事業法に基づく定期報告の提出義務違反者に対する措置を厳格化します。

1 実施日

令和 8 年 2 月 1 日から

2 実施概要

住宅宿泊事業者は、法令に基づき 2 か月に 1 度、宿泊実績について本市に報告することが義務付けられている。

当該義務違反者に対し、これまでには、本市職員による督促や度重なる指導を重ねることで義務を履行させていたが、提出期限を過ぎた場合、これまでの指導期間を短縮し、違反者に対して速やかに業務改善命令、過料、業務停止命令及び公表を実施する。

3 厳格化の目的

宿泊実績が速やかに報告されることにより、法が定める年間営業日数（原則 180 日）の遵守状況や地域住民からの苦情の有無が確認可能となる。

今回の厳格化は、定期報告の確実な履行を通じて、事業者の法令遵守意識を徹底させ、事業運営の透明性を確保すること、さらに、年間営業日数の超過による無許可営業を抑制し、地域住民からの苦情に対し、本市がより迅速かつ適切な対応を指導することが可能となることで、民泊に起因する近隣トラブルの減少を図ることを目的としている。

<お問合せ先>

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター

宿泊施設適正化担当

電話：075-585-5653

(参考)

○住宅宿泊事業法 (抄)

(都道府県知事への定期報告)

第14条 住宅宿泊事業者は、届出住宅に人を宿泊させた日数その他の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、都道府県知事に報告しなければならない。

(業務改善命令)

第15条 都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(業務停止命令等)

第16条 都道府県知事は、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令又は前条の規定による命令に違反したときは、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令又は前条若しくは前項の規定による命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、住宅宿泊事業の廃止を命ずることができる。

(略)

○住宅宿泊事業法施行規則 (抄)

(住宅宿泊事業者の報告)

第12条 法第14条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 届出住宅に人を宿泊させた日数
- 二 宿泊者数
- 三 延べ宿泊者数
- 四 国籍別の宿泊者数の内訳

2 住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の十五日までに、それぞれの月の前二月における前項各号に掲げる事項を、都道府県知事に報告しなければならない。

○京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例 (抄)

(定期報告の際に行う報告及び提出書類)

第16条 住宅宿泊事業者は、法第14条の規定による報告の際に、当該報告をする日の属する月の前月及び前々月における届出住宅の周辺住民からの苦情の状況に関し次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 苦情の件数
- (2) 苦情を受けた日時
- (3) 苦情の内容

(4) 苦情への対応の状況

(略)

(勧告及び命令)

第17条 市長は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置を採ることを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置を採らなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を採ることを命じることができる。

(命令の公表)

第20条 市長は、住宅宿泊事業者に対し、法第15条、第16条第1項若しくは第2項若しくは第42条第2項又はこの条例第17条第2項の規定による命令をしたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該命令を受けた住宅宿泊事業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 当該命令に係る届出住宅の所在地
- (3) 当該命令の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項

(過料)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1) 第9条第1項若しくは第3項又は第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(略)